

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、これまで1982年（昭和57年）策定の「婦人のための宇都宮市総合計画」以来、3回にわたり行動計画を策定し、男女共同参画に関するさまざまな施策・事業を展開してきました。

しかし、依然として、性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行は根強く、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらには、女性に対する暴力の問題など、あらゆる分野で男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮していくために、解決しなければならない課題が多く存在しています。

こうした状況の中、本市では、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題として位置付け、2003年（平成15年）7月「宇都宮市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と、市民、事業者及び市等の責務を明らかにすると共に、家庭・職場・教育分野・地域の各活動分野での取組を定め、また、行動計画の策定をはじめとする、市がおこなうべき基本的な施策を規定しました。

この「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」は、条例に基づく初めての行動計画です。この計画は、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現をめざし、前計画である「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」及び「同実施プラン」の実績をもとに本市の抱える課題に的確に対応するとともに、条例の具現化を図り、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定します。

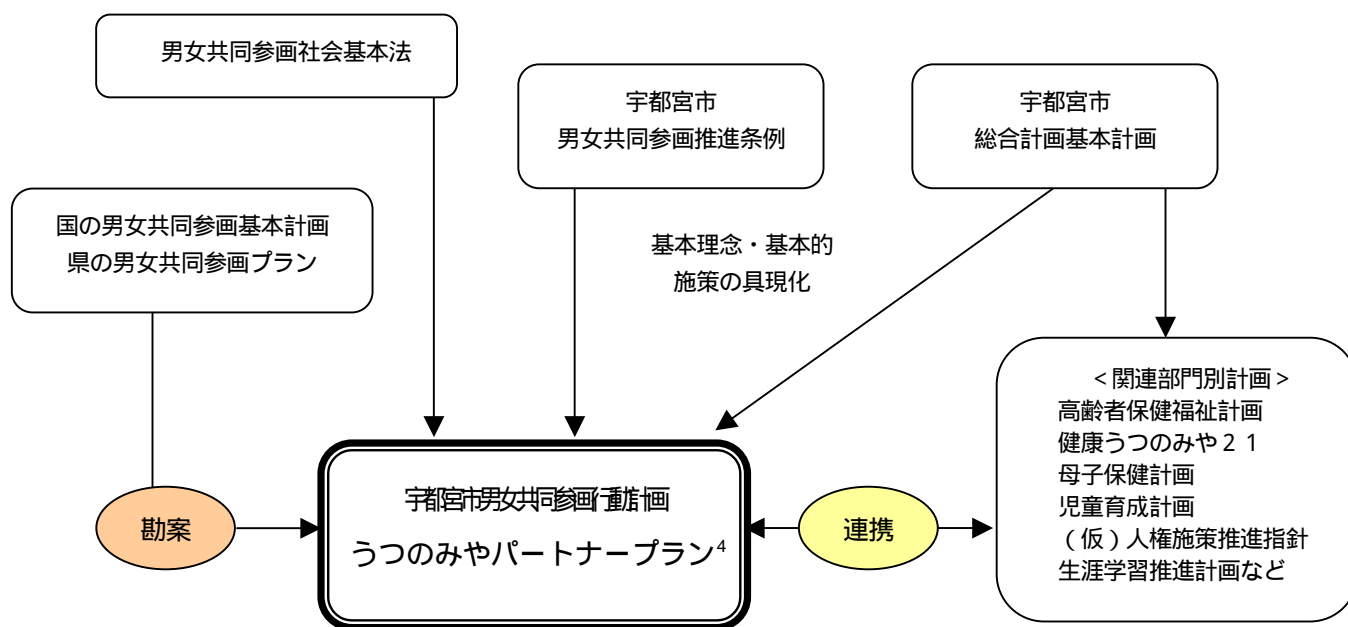
「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条（基本理念）

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条(基本理念)を計画の基本理念とし、条例第8条¹に基づき総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)第9条²ならびに第14条3項³に基づき、男女共同参画基本計画(国の計画)、とちぎ男女共同参画プラン(県の計画)を勘案した計画です。
- (3) この計画は、宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画のひとつであり、関連する市の部門別計画と連携する計画です。



¹ 条例第8条(行動計画) 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策定するものとする。

² 基本法第9条(地方公共団体の責務) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

³ 基本法第14条3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

⁴ 男女間のパートナーシップ、市民等と行政とのパートナーシップの意味を含め、それぞれが対等なパートナーとして参画する社会を目指し、愛称名を「うつのみやパートナープラン」とした。

3 計画の期間

この行動計画は、2003年（平成15年）度から2007年（平成19年）度までの5ヵ年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行います。

4 基本姿勢

市民・事業者・教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

計画の推進にあたっての、市民、事業者、教育関係者、市が果たす役割は以下の通りです。

【市民】

- ・ 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めること
- ・ 女性も男性も、性別による固定的な役割分担にとらわれず、家庭生活や就業、地域活動などにおいて、喜びと責任をともに分かち合うこと
- ・ 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していくこと

【事業者】

- ・ 事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進し、男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めること
- ・ 男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めること
- ・ 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していくこと

【教育関係者】

- ・ 自ら男女共同参画の推進について理解し、教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が高まるよう努めること
- ・ 男女共同参画の視点をもって、教育や指導を行うよう努めること。

【市】

- ・ 市民や事業者に対し、男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るとともに、市職員自らが市民や事業者の模範となるよう、男女共同参画を積極的に推進すること
- ・ 市民が一人ひとりの能力を發揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような環境の整備を進めること
- ・ 男女共同参画を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずること
- ・ 国や県などとの十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること

5 計画の構成

本計画は、「基本目標」とそれを達成するために行うべき「施策の方向」と「取組むべき施策」で構成します。

6 計画の基本目標

条例の「基本的施策」を具現化し、かつ本市の課題に対応し、男女共同参画社会の実現をめざすため、次の3つの基本目標を設定します。

男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できるよう、男女共同参画意識の醸成を図り、性別による固定的な役割分担の解消、男女の人権侵害の防止に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第9条「意識の啓発」を受けています。

あらゆる分野における男女の参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画する機会を確保するとともに、リーダー養成などの人材育成に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第10条「人材の育成」を受けています。

男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

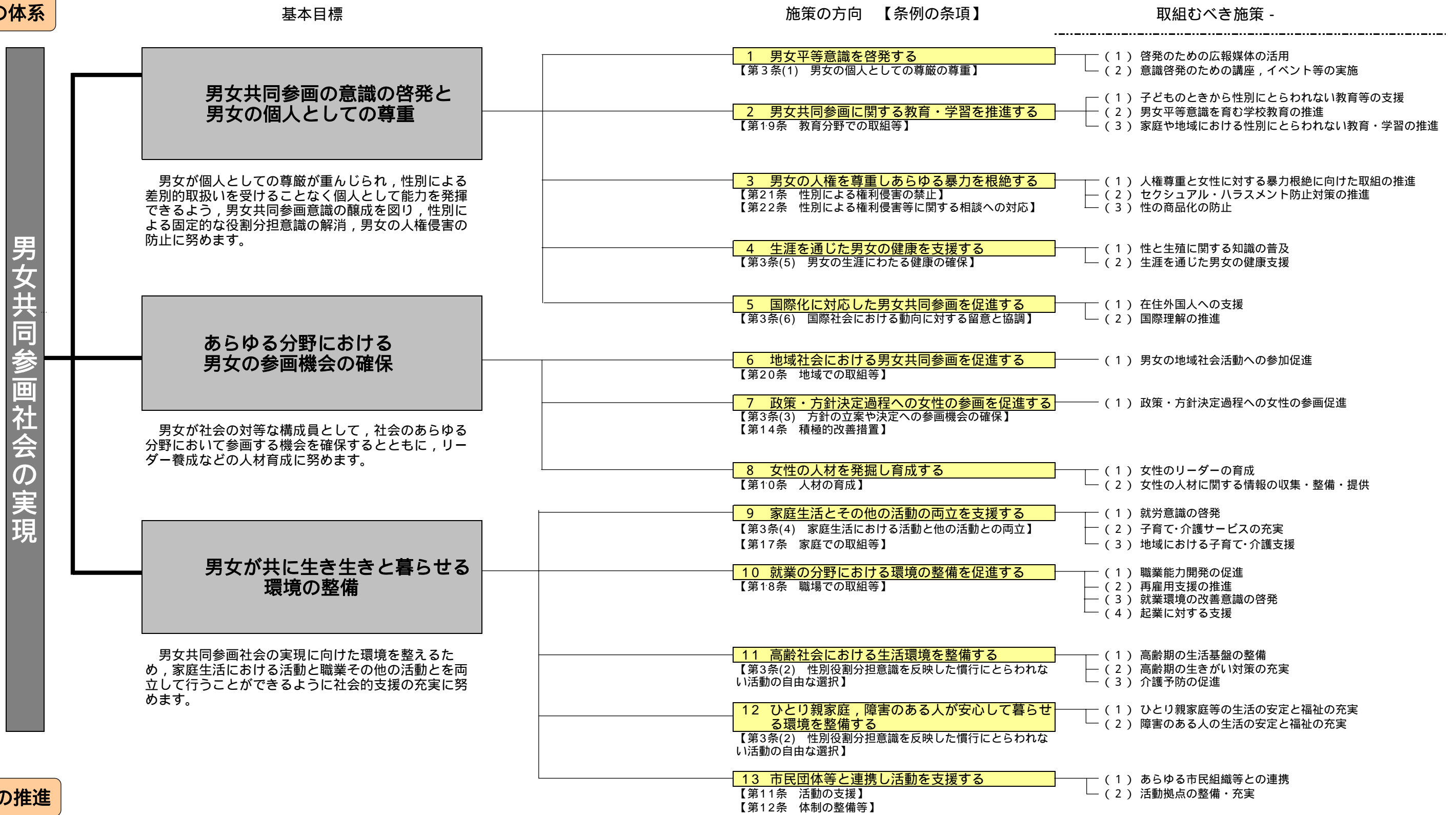
男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、家庭生活における活動と職業その他の活動とを両立して行うことができるように社会的支援の充実に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第11条「活動の支援」を受けています。

基本姿勢

市民・事業者・教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

施策の体系



計画の推進

男女共同参画を推進するための体制の充実と計画の進行管理を行う

推進体制の充実
計画の進行管理